

## 川崎市公告第423号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月12日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度川崎市介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業委託
- (2) 履行場所 川崎市役所健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
- (3) 履行期限 令和9年3月31日まで
- (4) 概要 仕様書のとおり

### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること
- (4) 介護職員等処遇改善加算に関する専門性を有するとともに、仕様書に定める業務を円滑に遂行できるよう、社会保険労務士の資格を持つ人員等を必要数確保することが可能であること
- (5) 本市又はその他の官公庁において介護職員処遇改善加算等の取得促進支援に関する事業の契約実績があること

### 3 入札参加申込書の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

電話 044-200-2633

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月18日（水）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前8時30分から午後5時（ただし、正午から午後1時を除く）

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)及び(5)を証明する書類（事業者のパンフレットや契約書写しなど）

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている「委託」の委任先メールアドレスに、申込締切日後1週間以内に確認通知書等を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので、御注意ください。

ア 質問書の様式・配布方法

確認通知書を送付する際に「質問書」を併せて送付しますので、質問がある場合、当該「質問書」を提出してください。

イ 質問書の提出場所

上記3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和8年2月24日（火）午前8時30分から

令和8年2月27日（金）午後5時まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。また、正午から午後1時を除く。）

エ 質問書の提出方法

下記アドレス宛て、電子メールにて質問書をデータで送信するとともに、質問書を送信した旨を下記連絡先まで電話連絡してください。

E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp

川崎市役所健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 渡辺・原 宛て

電話 044-200-2469

## (2) 回答

ア 回答日（予定）

令和8年3月2日（月）

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている「委託」の委任先メールアドレスに送付します。また、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

## 6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

## 7 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

入札場所に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けなければなりません。この場合、入札前に委任状を提出してください。

## 8 入札手続等

### (1) 入札方法

ア 入札書の提出日時

令和8年3月10日（火）10時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎12階 1202会議室

ウ 入札書の提出方法

持参

### (2) 入札保証金

免除

### (3) 開札の日時・場所

上記8(1)ア・イと同じ

#### (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

#### (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

#### (6) 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。なお、開札に立ち会わない場合は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。

### 9 契約手続等

#### (1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

#### (2) 前払金

無し

#### (3) 契約書作成の要否

必要

#### (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」で閲覧することができます。

#### (5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。

### 10 その他

#### (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)のとおりです。